

令和8年度 第1回富津市部活動地域展開協議会

日時：令和8年6月30日（火）

午後4時00分～

場所：富津市役所 502、503 会議室

1 開会の言葉

2 教育長挨拶

3 会長挨拶

4 委嘱状交付

5 委員紹介

6 説明・報告

（1）部活動地域展開について（南房総教育事務所管内市町の状況について）

（2）本市の現状について

2 ページ～ 4 ページ

7 議事

（1）富津市の部活動の方向性について

5 ページ～ 10 ページ

（2）「富津市認定地域クラブ活動」研究指定事業について

別冊資料

（3）その他

8 連絡

9 閉会の言葉

6 - (2) 本市の現状について <資料1> 用語解説

用語の解説 ① 「部活動指導員」、「部活動外部指導者（無償）」について

用語の名称	身 分 等	説 明
部活動指導員	市町村の会計年度職員 有償	中学校の顧問（教員）と同様に単独で練習をみることができる。また、大会引率をすることができる。
部活動外部指導者（無償）	保護者や、地域スポーツ指導者等からなるボランティア 無償	富津市の場合、人材バンクに登録した方の中から、各中学校の指導者数等、ニーズに合った場合に依頼される。単独で練習や試合に参加することはできない。技術指導も中学校顧問（教員）の支援が中心になる。

用語の解説 ③ 「合同部活動」、「民間クラブ」、「認定型地域クラブ」

名 称	説 明
合同部活動	少人数の運動部による、単独チームで大会参加が出来ない場合の救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはいけない。 ※大会登録人数が競技人数を下回った学校同士の編成を原則とする。 (千葉県小中体連 合同チームによる大会参加規定より一部抜粋)
民間クラブ	運営が行政ではなく、民間のクラブチームまたは行政から地域展開の受け皿となる地域クラブとして認定されていないクラブであり、地域クラブ活動の大会参加資格の特例・細則に合致したクラブ (千葉県小中体連 千葉県小中学校体育連盟主催大会への学校・地域クラブからの参加について より一部抜粋)
認定地域クラブ	スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校を設置する市町村、都道府県等が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動。 <認定要件> ○学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障すること ○スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること ○活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること ○適切な指導の実施体制が確保されていること ○適切な安全確保の体制が確保されていること ○適切な運営体制が確保されていること ○学校等との連携が適切に行われていること ※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要参照

6 (2) 本市の現状について

<資料2> 昨年度の富津市の取組について

1 目的

- (1) 市内生徒の部活動による運動の機会、文化活動の機会を確保する。
- (2) 教員の働き方改革の視点から過度に負担にならないようにする。
- (3) 地域の方々に部活動への関わりを多く持ってもらう。

2 現状

「指導者」地域指導者（地域クラブ）の受け皿が少ない。

今後学級数減により教員数が減少し、部活動顧問が不足する。

「生徒数」生徒数の減少により、単独校では団体種目の人数が足りない。

「費用」地域に展開すると、国の方針では費用は受益者（保護者）負担になるが、部費、保護者会費、PTA会費等、現状は各校により異なる。

3 考えられる方策

- (1) 部活動（学校の管理下）の形をベースにし、地域の方に指導に来てもらう（部活動指導員、部活動外部指導者（無償）等）。また部分的に（一部の種目について）地域クラブへの展開が可能な検討していく。
- (2) 部員数が少なく、単独校で出場できない団体種目は「合同チームを組む」等、今後の形を検討していく。

部活動指導員について（市の会計年度任用職員として雇用 顧問と同様の指導が可能）

令和6年10月 (市内1名)	天羽中学校 卓球部 に1名配置
令和7年4月 (市内3名)	富津中学校 柔道部に1名配置 大佐和中学校 バドミントン部 に1名配置 天羽中学校 卓球部に1名配置
令和8年4月 (市内4名)	富津中学校 柔道部に1名配置 陸上部に1名配置 大佐和中学校 バドミントン部に1名配置 天羽中学校 卓球部に1名配置

部活動外部指導者（無償）について

日 程	スケジュール
令和6年9月	○地域クラブ指導者、小中学校保護者、小学校教職員へ人材バンク登録希望についてのアンケート実施
令和6年12月	○9月実施アンケートの中で、「希望する」、「検討する」と答えた方を対象に、具体的な学校名、部活動名、可能頻度等を調査する二次アンケートを実施
令和7年2月	○12月実施のアンケートで、最終的に「希望する」と答えた方を対象に外部指導者（無償）希望者説明会

6 (2) 本市の現状について

	<内容> 部活動ガイドライン 熱中症ガイドラインについて 部活動外部指導者（無償）としての心構えについて 等
令和7年4月～	○外部指導（無償）活動開始 (各校の各部活動ごとに顧問から生徒、保護者へ活動開始について周知)

R8.4 現在 市内中学校で合計 約15名

富津市部活動外部指導者（無償）人材バンク（型）

番号	名前		フリガナ		郵便番号	住所			連絡先		性別	誕生日 (年齢)	可能 中学	可能 頻度	可能 種目	配置 状況
	氏	名	シ	メイ		県	市	それ以降	電話番号	メールアドレス						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																

※令和7年2月に設置し、現在も募集中

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等の連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】



改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まず、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

推進体制	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等
各種課題への対応	①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動が場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理
二一ズ反映・参画促進等	生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）
部活動の在り方	● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
大会等の在り方	● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
 - 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
- 認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低質な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備
⑥運営体制	・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑦学校等との連携	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営 ・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

7 - (1) 富津市の部活動の方向性について <資料3>

令和8年度～令和13年度の計画（年度ごとに修正可）

(1) これまでの成果と今後の課題		
部活動指導員を各校1名ずつ配置できたことで、子どもたちの活動機会を確保した上で、教員の負担軽減につながっている。また、ボランティアでの外部指導者を市内で約15名確保でき、技術面からのサポートができた。しかし、全ての活動がカバーできるわけではないので、今後地域クラブや拠点校方式等の在り方を検討する必要がある。		
(2) 重点目標		
○外部指導者（無償）の人数を増やし、教員の負担軽減と地域人材の活用に取り組む。		
○部活動指導員は各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（予算要求）		
○学校、地域等に市の部活動に対する方策を周知する。		
(3) 取組事項		
項目	達成目標	
外部指導者（無償）の増員	令和13年度末までに各部活動で1人以上運用する。	
部活動指導員	各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（予算要求）	
富津市認定地域クラブの仕組みづくりと団体募集	富津市認定地域クラブの書類の様式を整え、市内のスポーツ少年団等に声をかけ、地域クラブとして活動できる団体、個人を増やす。	
情報発信	学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う。	
(4) スケジュール		
時期		取組目標、内容
令和8年度	改革 実行期 前期	外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で20人以上） 部活動指導員を、各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討 富津市認定地域クラブ認定要綱の仕組みを整える。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和9年度		外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で23人以上） 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討 富津市認定地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で1つ以上の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和10年度		外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で26人以上） 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討 富津市認定地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う

令和11年度	改革 実行期 後期	外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で29人以上） 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討 富津市認定地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和12年度		外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で32人以上） 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討 富津市認定地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和13年度		外部指導者（無償）を募集する。目標 市内全体で35人以上（各部1人以上） 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（部活動指導員から地域クラブ指導者への発展も検討） 富津市認定地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市認定地域クラブの周知、募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う



※下線太字部分を前回（広報ふつつ令和8年2月号）より追加、修正

【国の方針】

13年度末までを改革実行期間とし、休日の部活動（学校管理下）を原則すべて、地域展開（地域クラブでの活動）を実現する。（例外を認める要件あり）

【富津市の課題】

「指導者」地域指導者（地域クラブ）の受け皿が少ない。
今後学級数減により教員数が減少し、部活動顧問が不足する。
「生徒数」生徒数の減少により、単独校では団体種目の人数が足りない。
「費用」地域に展開すると、国の方針では費用は受益者（保護者）負担になる。



※R13年度末の改革実行期間終了を見据え、子どもたちの運動、文化活動の機会を確保し、長く続けられる富津市の形を検討していく。

【富津市の方向性】

○市内生徒の部活動による運動の機会、文化活動の機会を確保する。
○働き方改革の視点から部活動が過度に教員の負担にならないようにする。
○地域の方々に部活動への関わりを多く持ってもらう。

【そのための方策】

○部活動（学校の管理下）の形をベースにし、地域の方に指導に来てもらう（部活動指導員、部活動外部指導者（無償）等）。また部分的に（一部の種目について）地域クラブへの展開が可能かを検討していく。※令和8年度、富津中柔道部と天羽中剣道部を研究指定し、認定地域クラブへ展開する際の課題検討を行う。令和9年度以降、研究指定部活動については希望する場合、準備が整い次第、認定地域クラブとして活動を開始予定。研究指定部活動以外については、地域クラブが希望する場合、今後、認定地域クラブとしての活動を検討していく。
○部員数が少なく、単独校で出場できない団体種目は「合同チームを組む」等、今後の形を検討していく。

※認定地域クラブとは・・・スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、市町村等が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動。

＜認定要件＞○活動の目的・理念 ○活動時間・休養日 ○参加費等 ○指導体制 ○安全確保
○運営体制 ○学校との連携 等

【目指す姿】

○子どもたち、保護者、学校、地域の方々がより多くの関わりを持ち、みんなでつくる活動にする。
○様々な部活動の在り方を考え、長く続けられる富津市の形をつくる。



ご意見

ご意見等がありましたらこちらからお願いいたします。



人材バンク

外部指導者（無償）（ボランティアでの指導者）用人材バンクの登録に御協力いただける方はこちらからお願いします。登録いただいた方の中から、各学校のニーズに合う種目がある場合、個別にご連絡させていただきます。



問 富津市教育委員会教育センター 0439-80-1346